

会 議 要 録

名 称	豊 橋 市 環 境 審 議 会
開催日時	令和 6 年 7 月 8 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分まで
出席委員数	1 3 人 (委員定数 1 7 人)
出席委員名	後藤尚弘委員、鈴木臣委員、八木幸一委員、横田久里子委員、東海林孝幸委員、井上茂穂委員、瀧崎吉伸委員、氏原憲志委員、石田俊朗委員、鈴木節子委員、笠坊行生委員、大竹榮美子委員、西田仁彦委員 (名簿順、敬称略)
事務局職氏名	環境部長／種井直樹 ゼロカーボンシティ推進課長／大村信人 廃棄物対策課長／鈴木一弘 環境保全課長／村田理行 ゼロカーボンシティ推進課 主幹／大塚英之 課長補佐／杉浦夕紀子 主査／廣瀬克昭、土屋悠輔 担当／三瓶徹 収集業務課 課長補佐／手島嘉之 収集業務課長／中木真一 資源化センター長／三木和敏 施設建設室長／稲垣直樹 埋立処理課長／名倉健一
議 題	(1) 会長・副会長の選出 (2) 豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(仮称)の考え方について(資料1)
議事の概要	1. 開会 2. 委員の委嘱 3. 議題 (1) 会長・副会長の選出 (2) 豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(仮称)の考え方について(資料1) 4. その他 (1) 豊橋田原ごみ処理施設整備事業の進捗について 5. 閉会

環 境 審 議 会 会 議 録

日 時：令和6年7月8日（月） 午後1時30分から午後3時00分まで

場 所：市庁舎東館4階 政策会議室

委員数：13人／17人

1. 開会

2. 委員の委嘱

3. 議題

(1) 会長・副会長の選出（会長に後藤委員、副会長に鈴木臣委員を選任）

(2) 豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（仮称）の考え方について

（資料1）

会 長：事務局より、「豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（仮称）の考え方について」説明してください。

（事務局より資料1について説明）

会 長：ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見はございますか。

委 員：既に設置をしている事業者にも届出や報告を義務付けるのかといった点について教えてください。

事務局：工事着手前の届出は不要としております。その後の事業継承や完了、中止の届出、標識の設置や維持管理は義務付けいたします。

委 員：今まで届出がない既存の10kW以上の太陽光発電設備はどこで誰が判断して対応するのでしょうか。

事務局：今回の条例につきましては、事業者の方から10kW以上の場合に申請をいただくこととなります。既存の設備については、標識の設置を義務付けておりますので、その対応が発生いたします。

委 員：10kW以上というのは、広さでいうとどのぐらいになるのでしょうか。

事務局：1kWの発電設備が概ね10平米から15平米程度ですので、その10倍ぐらいの広さになると考えております。10kWとは、基本的に事業用の太陽光発電設備として設置をされる場合の目安です。その点から10kW以上を対象としております。

委 員：住宅用でも10kW以上のものが設置可能なのでしょうか。

事務局：現在、固定価格買取制度の中で買い取られるにあたり、10kW未満の太陽光発電設備が10年間と決まっています。これが、10kW以上の設備となりますと、20年間となります。

屋根の上に乗せるにあたり、やはり10kW未満を一般の住宅に乗せるような方が多いため、屋根置きは今回の条例の対象にはしていません。

委員：のんほいパークで行われているような駐車場の屋根上に設置される太陽光発電設備のようなものは対象になるのでしょうか。

事務局：カーポートについては建築確認が必要になりますので、建築物の屋根上に設置されるという扱いになります。

委員：抑制区域については具体的にどのような場所をお考えでしょうか。

事務局：災害発生の防止、自然環境の保全、文化財保護、良好な景観の保全といった区域を考えております。太陽光発電設備の設置が直接的に災害を助長するような恐れがある区域や、自然環境に影響を及ぼすことがあると考えられる区域、文化財が存在する区域、また、自然景観や歴史景観に影響を及ぼす恐れがあると考えられる区域を考えております。

委員：休耕田への太陽光発電設備の設置が市内広くで徐々に行われています。ハンノキという水辺にある木を食草とするミドリシジミという非常に美しい蝶がいるのですが、休耕田が太陽光パネルに変わってしまい、生息地が潰されてしまう事態が生じています。

委員：建築物に設置される物を除外しているのは、責任者がはっきりしていることと太陽光発電の推進をしたいというところが表れていると思うのですが、この条件は外していいと思います。カーポートのような簡易的なものを広く作って、その上に設置するような抜け道があり得ると思います。

事務局：カーポートを設置する場合は、野立ての場合と比べましてコストが上がりますので、我々が心配しているような、放置されることには繋がらないのではと考えています。建築物に設置されるものを対象にすると、太陽光発電推進の抑止になることを懸念しております。

委員：コストに見合わないと思いますが、仮に駅前などの広い土地を確保して太陽光発電設備を設置する場合は、景観や文化財といった条件にあたらぬので、市から設置を禁止することができないということでしょうか。

事務局：既存の法令の範囲内で許可を取って対応していただければ、市としては太陽光発電設備の設置を推進してまいりたいと考えております。

委員：文化財や環境の保護については記載がありますが、住民の生活を保護するという記載がないため、住民の生活を守るための区域を設定することができないと思われませんが、現在の区域の分け方はいかがでしょうか。

事務局：生活環境の保全という意味では、景観の視点ですと、500 平米を超えるような大きなものについては届出が必要であり、そのような条例で抑制できる大規模なものにつきましては、既存の枠組みで対応してまいりたいと考えております。

委員：休耕田を利用して個人で 10kW 程度のものを作る場合は、事業者ではないので条例の規制の対象外という認識でよろしいでしょうか。

事務局：10kW 以上のものであれば、個人が設置したものも対象となります。

委員：個人の方が敷地に作り、自分の家で電気を使う場合は対象でしょうか。

事務局：建物の屋根に置かれるもの以外で 10kw 以上のものにつきましては対象になりますので、事業用か、個人用かといった区分けはしておりません。

委員：その他、太陽光発電事業を行う者というのは太陽光発電を行う者と読みかえてもいいわけですか。

事務局：事業というものが、反復継続した電気を発電する活動や、それをもとにある程度経済的な利益を得るような活動、自家発電、自家消費のことを今おっしゃられたかと思いますが、太陽光発電設備の設置によって電気を買わなくていいようになるといったところも含めて事業と捉えております。

委員：もう少し区域の線引きをはっきりした方がよいと思います。抑制区域は設置を推奨しませんとありますが、推奨はしないけど、禁止もしないということですか。

事務局：はい。推奨はしませんが、禁止もしません。

委員：新都市の条例では禁止区域があるとのことですが、具体的に新都市で禁止区域になっている場所はどのような場所ですか。

事務局：土砂災害の関係で急傾斜地や地すべり防止区域ですとか、保安林、自然公園法の関係で特別保護区や愛知県自然環境保全地域などが対象になっているとのことです。

委員：豊橋市にも県立公園の地域が広くありますので、禁止区域を設けていただきたいと思います。

委員：この条例の趣旨は、住民が太陽光発電設備によって嫌な思いをしないようにすることだと思います。資料中に特別措置法に基づく認定を受けていない太陽光発電システムについて把握しにくいとあります。認定を受けていない太陽光発電設備というものはどのようなものでしょうか。大規模なものはあまり考えられないということでしょうか。

事務局：電気使用者を探してきて、そのために発電する設備が認定を受けてない太陽光発電設備というものになります。供給先の見込みがあれば、発電事業者として太陽光発電施設を作る計画は成り立つと思われしますので、規模の大小ではないと思っております。

委員：そういった設備がいくつぐらいあるか把握できているのでしょうか。

事務局：どのくらいあるかは掴めてない状況です。そのような設備において、例えば草が生えすぎており、周りの方の迷惑になるような状態になった時、本条例が制定されると、草を刈るなど適正な維持をするようお願いできるようになります。

委員：この条例を作るきっかけとなったのが、太陽光発電設備の設置にあたって地域とのトラブルが発生しているということですが、具体的に草が生い茂るという問題以外に、どのようなトラブルがあるかお聞きしたいです。またあわせて、数字として把握できてない設備がカウントされると、資料中の設置容量の推移に関するグラフは、さらに伸びるというイメージでよろしいでしょうか。

事務局：トラブルの原因として、一番多いのは草が繁茂して放置されていることですが、その他には、排水設備がきちんと維持管理がされず詰まってしまい、降雨時に雨水が、隣接敷地に溢れ出てしまうトラブルなどです。

資料の棒グラフにつきましては、特別措置法に基づく認定を受けている設備になっていますので、増えるということは考えられます。

委員：なぜお聞きしたかという、今後、新たに太陽光発電設備を設置する場所が多くあるのかという疑問があったからです。また、今伺ったトラブルというのは、おそらく 10kW より小さい設備でも同じような問題が起きると思ひまして、10kW という基準で規制することについて疑問に思いました。もう一つは、再生可能エネルギーの設置について、90%が太陽光発電なので現在その対策を作っていますが、風力発電設備については、また別の条例で何か対応していくということでしょうか。

事務局：今回の条例につきましては太陽光発電設備を対象としたものですので、もし風力発電設備への対応が必要になれば検討してまいります。

委員：反射光がマンションの中に当たってしまって、非常に生活環境が悪くなるというような事例がいくつかありますけれども、その点はどうでしょうか。

事務局：メーカーによってはパネルの反射光が抑えられるようなパネルというものも現在出てきておりますので、反射光に対するご連絡を受けることがないような状況にはなってきております。

委員：事業者が徹底して管理するというのが一番大事だと思います。例えば、先ほどの議論の中でも言及されたように、工場の建屋の上はいいけれども、敷地内の遊休地に建てるとそれは対象になると、そういう考え方で本当に良いのかと思います。

事務局：この条例を制定するきっかけに設備の維持管理の問題が非常に大きくあります。その反面、太陽光発電を促進してなければいけないという考えも我々は持っています。このバランスをどのあたりで取るかという中で、屋根置き太陽光発電設備の維持管理というのは自分の財産に乗せるものなので、適当には扱われなれないと思われまので、そちらについては条例の対象から除外し、野立ての太陽光発電設備を対象としたいと考えております。

委員：メーカーによっては、太陽光パネルは非常に廃棄コストがかかります。これを市として今後推進していくのかという点も考えて欲しいです。また、当然太陽光発電設備の撤去は事業者が責任を取らせると思いますが、処分場は限られていますので、市として推進するのであれば、この点についても対応していかないと、大変なことになると思います。

10年先まで太陽光パネルを推進しなければならないと考えているのであれば、廃棄処分に向けたソーラーパネルを設置者に選んでもらうような条例までを考えるべきだと思います。

委員：昔から各小中学校の屋上に設置してありますが、現在も稼働しているものはおそらく無いです。電気を使えるように変換する機械が全部使用できない状態となっています。だから維持費にも相当お金がかかります。そういうことになっていますので、ただ推進するだけでいいのかどうかという部分を考えるべきだと思います。

委員：私の住んでいるところは自然があって、この自然を守る抑止力として、自然環境

等を大事にしようという考えで今回の条例が作られるのであれば、頑張って進めてほしいと思いました。

先ほどの廃棄物の話ですけれど、近くに色々なものが捨てられて、自然な水がそこで使えない状態になっているので、太陽光パネルの廃棄がまた山の方に捨てられてしまうとそれも問題だと思いました。

委員：新城市はすべての設備が対象とありますが、これは他の市町村に比べるとかなり厳しい気がしますが、何か理由があつてでしょうか。

事務局：申し訳ありません。そのあたりの新城市の事情は確認が取れておりません。

事務局：委員の方からおっしゃっていただきました廃棄につきましては、大きな課題であると認識しております。今後、2030年半ば頃に大量に発生してくるというところまでの見込みを立てておりますので、それに対して国の方も検討しているところだと聞いておりますので、我々としましては、動向を注視してまいりたいと考えております。

条例につきましては、太陽光の設置を禁止しようとか規制しようというのが趣旨ではございません。あくまで適正な設置が進むようにしたいというのが我々の思いですから、そのバランスが非常に難しいです。

禁止区域としなかったというのは、やはり条例の中で禁止区域とすると、我々は規制をしようとしているというメッセージになってしまうといけないと思っております。禁止というのはあくまで個別の法律の中で許認可がありますので、例えば葦毛湿原に太陽光発電を設置できるかといえば、できません。

ですので、抑制区域という概念で進めさせていただきたいというのを考えておりまして、今回の条例では、あくまで適正な設置が進むということを目指しているということをご理解いただければと思います。

委員：飛び込みで太陽光発電のセールスが結構来ます。どういった業者かわからないのでお断りしているのですが、適切な業者に推進していただきたいと思えます。

後々のことを考えると維持なども大変ですし、やっぱりそういった維持管理も業者さんが責任を持って適切に対応していただきたいと考えています。

委員：抑制区域というのは町名まで書くのでしょうか。あるいは、災害の発生が懸念される場所というような性質までで止めるのでしょうか。

事務局：まだ検討段階ですが、条例上は固有名詞で書くことはないと思います。

委員：私も含めて一般の方は、電気代が上がっているのは、太陽光パネルのせいだと思っています。

そこで、本当にこのまま太陽光に関して推進して良いかという懸念があって、他の、例えば水力発電は別に化学物質は使わないと思うので、太陽光パネルは火事の問題もあり、不安に思っている人もいますので、なるべくしっかり考えていただきたいと思います。

委員：10kW以下にすると、条例から除外されますよね。そうするとある一定区域に9kWを並列するとなった時に、対応できるのかという問題があります。問題になるのは、適切な対応をしない企業のケースなので、そういう場合の対処というのは、考えておいたほうが良いと思います。

委員：住民への事業の説明会というのは、開催するだけでよいのでしょうか。住民の承認は不要ということでしょうか。説明会を開催すると反対意見がたくさん出てくると思われます。

事務局：今のところ開催することを条件としています。

会長：今回、貴重なご意見等をいただきました。抑制区域はおそらく条例の公布までに決まるということでしょうけれど、できればいろいろな方の意見を聞いて決めていただきたいと思います。特に生物多様性に多大な影響を及ぼす可能性もありますので、そういうことにならないようにしていただければと思います。あとは、建築物がどういうものになるのか、9KW以下がどうなるかなど抜け道に対して対抗策があると良いと思います。また、太陽光パネルが産業廃棄物となるため、市で処分しないことにより、不法投棄の課題にもつながると考えられます。その他多くの意見が出ましたので、そういった意見を参考にして慎重に制度設計していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

4. その他

(1) 豊橋田原ごみ処理施設整備事業の進捗について

会長：事務局より、「豊橋田原ごみ処理施設整備事業の進捗について」説明してください。

(事務局よりモニターで説明)

会長：ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事業の報告事業の進捗につきましては、随時情報共有していただきますようお願いいたします。最後にその他の連絡事項について、事務局からお願いいたします。

事務局：次回の会議日程についてご連絡いたします。お手元にあります、「令和6年度第2回豊橋市環境審議会日程等調整等について」をご覧ください。次回開催は10月、11月頃を予定しております。別紙にあります、日程調整票にご記入のうえ、ゼロカーボンシティ推進課までご回答いただきますようお願いいたします。

会 長：議事につきましては以上となります。全体を通してご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。なければ時間の都合もありますので、ここまでとさせていただきます。本日の案件は以上でございます。少し時間をオーバーしてしまいましたけれど、議事の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局：本日は大変ありがとうございました。大変貴重なご意見もたくさんいただきました。新しい条例制定に向けて事務を進めていきたいと思っております。

また、資源化センターにつきましては、まだ長い時間がかかりますが、どこかのタイミングで現地も見ていただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。

事務局：以上をもちまして、令和6年度第1回豊橋市環境審議会は閉会させていただきます。引き続き、本市の環境行政へのご協力のほどよろしくをお願いいたします。本日はお疲れ様でございました。